

R7.12.4 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長

ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。
本日は議員定数問題等に関する検討課題について御協議願うためにお集まりをいただきました。
初めに、事務局から資料の説明をさせます。

飯田議事課長

資料について御説明いたします。資料1としまして、最新の令和7年10月の推計人口による議員定数等の試算表をお示ししてあります。前回お示した令和7年9月の推計人口と比較しますと、県人口は64万4,881人となり、645人減少しております。選挙区の配当基数で見ますと、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区につきましてもは0.495となり、これまでの試算と同様に配当基数が0.5を切って強制合区の対象となっております。そのほかの数値に大きな影響はございません。

それから、これまでも御説明しましたように、試算表の中ほどに黄色で現行条例定数をお示ししてありますが、人口比例の原則に沿って試算した配当定数と比較してみますと、高知市が3増、宿毛市・大月町・三原村と吾川郡、そして中土佐町・梶原町・津野町・四万十町がそれぞれ1減の状態となっております。また、宿毛市・大月町・三原村につきましては引き続き香美市、土佐市と人口の逆転が起こっており、吾川郡につきましても、香美市のほか、新たに土佐市と人口の逆転が起こっております。

続きまして、資料2、議員定数問題等に関する検討課題を御覧ください。大きく分けて、議員定数、また選挙区、そして選挙区別議員定数の大きく3つの課題があります。それぞれ右側の欄にこれまで出されました各会派の御意見を掲載しております。

2つ目の選挙区の(2)強制合区についてですが、前回、特例を適用して現状を維持する方向で、国勢調査の速報値を見て最終決定するという方向性を確認したところがございます。(4)の町村単独選挙区につきましては、現在該当する選挙区が黒潮町となっております。(5)の衆議院小選挙区制の特例でございますが、これは適用しないということを御決定をいただいております。次に、(6)の選挙区の設定については、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないとされており、選挙区を検討する際には御考慮いただく必要がございます。

最後に、3つ目の選挙区別議員定数ではありますが、公職選挙法第15条第8項では人口比例を原則としておりますが、ただし特例の事情があるときは、おおむね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定数を定めることができるとされており、こうした背景を踏まえまして、選挙区別定数をどうするのか、そしてただし書をどう適用していくのかということをお検討いただくこととなります。

本日は、こういったことを踏まえまして、課題に沿って御協議をいただきたいと思っております。

続きまして、資料3でございますが、参考としまして、現行の選挙区を地図で見ただけのようにしております。

次に資料4でございますが、これまでに出版されておりました日本共産

R7.12.4 議員定数問題等調査特別委員会

党派の見直しの具体案から、本日御協議いただくための資料を掲載しております。

資料5も同じく県民の会からこれまで出されておりました見直しの具体案をお示しさせていただいております。

最後の資料6ですが、今後のスケジュール感をお示ししております。

資料の説明は以上であります。前回御報告いたしました全国都道府県議会議長会の都道府県議会選挙区制度研究会についてでございます。11月14日に第1回目が行われましたが、非公開で行われておまして、議事の概要や配付資料についてはまだお示しがされておられません。この研究会は、地方の過疎化が進むにつれて広域的な合区が進むと、地域の声が届きづらいということから、過去の定数訴訟などを分析して今後の方策を研究するものとなっております。現行の公職選挙法の枠組みを前提とした上で、都道府県議会における選挙の1票の格差をどう考えるべきか、そして都道府県議会の議員の位置づけ、役割等について、議論のポイントとなっております。結論を出すものではなく、論点を整理していく形で進められているようであります。第2回目は1月の末頃と聞いております。今後、情報提供がありましたら、情報共有をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

1. 議員定数問題等に関する課題について

弘田委員長

ありがとうございました。

それでは、協議事項の1、議員定数問題等に関する課題についてであります。お手元の2ページの資料2、議員定数問題等に関する検討課題に沿って順次協議を進めてまいりたいと存じます。

まず、1、議員定数についてであります。

この件につきましては、現定数を維持する、あるいはこれ以上減らさないという御意見が出されておりますが、先に選挙区等の議論をする必要があるかと思っておりますので、その他の検討課題の議論が出そろってから結論を出すということにしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。

次に、2、選挙区であります。2(2)強制合区については、10月14日の委員会で特例を適用し、現状を維持する方向で、国勢調査の速報値を見て最終決定するとの方向性が確認されております。

また、5(5)衆院小選挙区特例については、令和6年12月4日の委員会で適用しないと決定しておりますので、本日の協議からは外させていただきます。

(了 承)

弘田委員長

では、2、選挙区の(1)選挙区の構成についてであります。自由民主党、公明党、一燈立志の会からは、現選挙区構成を維持するという御

R7.12.4 議員定数問題等調査特別委員会

意見が出されています。日本共産党、県民の会からは、現選挙区構成を見直すべき、1人区の解消を進めていくべきとの御意見が出されています。

選挙区の構成につきましては、(3)任意合区、(4)町村単独選挙区、(6)選挙区の設定とも関連がありますことから、一括して協議することといたしますので、御了承願います。

(了 承)

弘田委員長 日本共産党、県民の会から以前に提出された選挙区再編成案をつけてありますので、参考にしていただきながら御協議いただきたいと存じます。

それでは、日本共産党、県民の会から御意見をお伺いします。

岡田(芳)委員 選挙区の見直し案ですけれども、基本的には、定数1を少なくして、多様な意見が県議会に反映できるようにしていこうということ。そして、人口に比例した定数にしていこうと、選挙区枠にしていこうという考え方で案を示させていただきました。中芸等の聞き取りもさせていただいて、地域の皆さんの声が届きにくくなるんじゃないかというようなお声もあったことも承知はしておりますけれども、やはりこの人口比に基づく定数の見直しとか、あるいは複数定数にしていこうということは必要であると、多様な意見を反映するため、議会の活性化のためにも必要であると私たちは考えているところでございます。

弘田委員長 それでは県民の会。

橋本委員 資料を皆さんにお示しのとおりなんですけれども、現選挙区構成の見直しをするべきという結論なんですよ。その大きな意味は、逆転現象、先ほどもちょっと事務局のほうからもお話がありましたように、逆転現象がどんどんどんどん大きくなっているというのが一つ。それから、強制合区の可能性のある選挙区の調整や、市の任意合区の調整で、配当基数に近づける努力はしなければならない。もう一つは、強制合区の特例の適用についての可否についても、我々はするべきではないと思っています。公職選挙法第271条の適用、全国でも5つぐらい適用をした選挙区があるようなんですけれども、じゃあそれ以外のところってどれぐらいあるのかなということはお聞きをしたいなというふうには思っています。だから、結論として、要はできるだけ中長期にわたってこの選挙制度が組み込める区割りをしっかりつくるべきというふうに考えます。

弘田委員長 この意見に対して、他の会派の御意見をお伺いします。
まず、自由民主党から。

西内委員 選挙区についてでありますけれども、1人選挙区についてもですが、基本的に見直しを行わず現状維持をしたいというふうには考えております。その理由としましては、前回もそうですけれども、我々は人口の少ない

R7.12.4 議員定数問題等調査特別委員会

地域の声をいかに県政に届けるかという観点から現状維持でございます。この問題意識は、今参議院選挙における合区解消を求める我々の考えと通底するものであって、国に対して合区解消を求めながら、足元の県議会で過疎地域の切捨てにつながるような1人区の解消を行うというのは少し自己矛盾になるんじゃないかというふうに考えております。

そして、1人区の多くは、行政資源の限られた小規模な町村を含んでおります。こうした地域において、県議会議員は、基礎自治体と県行政をつなぐパイプ役であり、行政機能を補完する実務的な役割を担うものと考えます。また、前回確認した、この議員が果たすべき役割の重要性というものは、昨今頻発する災害や人口減少対策においてむしろ高まっていると考えます。1人区をなくし、広域化してしまうことにより、このきめ細かな調整機能が麻痺し、住民生活に直結する不利益が生じるものと考えられるわけでありまして、そういうこともありまして、人口減少という一側面のみをもって拙速に制度を変更し地域のとりでを壊すべきではないと考えます。今回も毅然として現状維持をつなぐことが、地域に対する責任ある態度であると考えております。

強制合区の話もありましたので、強制合区については、今まで述べました考え方のおり現状維持でいきたいというふうに思っております。もし、国勢調査なんかで確定値が0.5を下回った場合には、まずその当該町村の首長や議会の意向というものをしっかり聞いて、その上でのことになろうかというふうに考えております。

弘田委員長

ありがとうございました。
次、公明党。

西森(雅)副委員長

公明党としましても、選挙区に関しましては、現状維持という考えでございます。あと、先ほどもお話がありましたけれども、やはり、人口が少ない地域の声が議会においてどこまで反映されていくのか、そういうことを考えますと、中山間地域の選挙区を、高知市以外の地域の選挙区をしっかりと残していくということは大事であるというふうに考えるところであります。

あと、強制合区につきましても、今の段階では中芸が0.5を切っているという状況でありますけれども、これに関しては、前回から言っておりますように、特例を適用すると。ただ、今後ほかの地域で0.5を切ってくるようなことがありましたら、ここは、以前に私、いろんな実情を踏まえて判断をしていくべきだろうということも言わせていただいた記憶があるんですけれども、0.5を切るということになると、やはりここは法に基づいた判断をしなければいけないというふうに考えるところであります。

弘田委員長

ありがとうございました。
では一燈立志の会。

武石委員

今、自民党、公明党から考え方の御披露がありました、うちも全く同じでございます。一番主張したいのは、単に数に目を奪われ過ぎては

R7.12.4 議員定数問題等調査特別委員会

いけないということ、これを声高に言いたいと思います。数字合わせではいけない。中山間地域に集落が点在する、この高知県の特性からすると、やっぱりその点在する集落の皆さんの声をいかに県政に反映するかというのが最も大事な役割でありますから、人数少ないから合区にしてとかいうふうになると、以前からの委員会で例も挙げましたけれど、例えば近隣の都市部と小さい町、村を一緒にして、1人区だったのを2人区にするとかになると、結局は都市部からばっかり選ばれちゃうんですね、現にそういうことがもう全国で起こっていると思うんですね。だから、そういうことはすべきじゃない。できるだけ1人区は残すべきだというふうに思いますし、町村長なんかの意見も聞かせていただいて、この前、安芸郡にも行きましたけれど、ああいったやっぱり地域の住民の皆さん、そういった方の声に一生懸命耳を傾ける必要があるというふうに思っております。逆転現象については、これもいつも言いますけれど、やっぱり市町村合併のちょっと名残が残ってる部分なんで、これをすぐに解消するとかいうよりは、もうちょっと議論をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

弘田委員長

ありがとうございました。

各御意見が出そろいました。今日は結論を出すということではありませんが、少し協議をしたらどうかと思いますので、協議をお願いしたいと思っております。御意見があれば。

橋本委員

高知県全体の定数は維持したまま、要は区割りを変更してはどうかというような、私たちの意見です。それはどういうことかということ、先ほど副委員長のほうからも話があったように、公職選挙法上、基数の0.5を切れれば強制合区になる。もうその可能性があるところがもう既に何か所かあるわけですね。そうすると、早めの段階からしっかりとそのことを繕ってあげなければならないというふうに思っています。そういうことをお示しすることが、有権者の皆さんにしっかりとその選挙区そのものを認知することにもなるので、そういう役割をやっぱり県議会として担っていくべきではないかというのが私の意見です。

弘田委員長

ありがとうございました。

ほかに。

塚地委員

この間、私どもが、できる限り1人区を減らしていこうという提案をさせていただいてきましたのは、国政レベルにおいても小選挙区の問題は今課題が多いということで、中選挙区に返そうというような議論も進んでいるんです。それは、県民の持つ多様性で、1市町村とか1地域であっても、そこには様々な生活者の視点だったり、女性の視点だったり、若者の視点だったり、それぞれの視点として持つべきものがあって、そういう多様性というのをどう担保していくかと、県議会にどう反映するのかということであると、やっぱり1人区はできる限り減らしていくということが重要ではないかと思っています。全国議長会の――前、一旦お話もしたことあると思うんですけども、青森県でも同じ問題意識を

R7.12.4 議員定数問題等調査特別委員会

持って、やっぱり1人区をどう減らしていったって、多様性を県議会にもたせられるかということでの問題意識を持った議論もされていたと思うんですね。そういう点からすると、やっぱり、1人区ではなくて複数人区をできる限り増やしていくと、多様な県民の意見が反映できる県議会にしていくという方向での区割りをぜひ御検討いただいたらというのが私の意見でございます。

先ほど橋本委員のほうから、今後0.5を切るのは強制合区になっていく。ここはもう特例の適用のしようがないわけなんですよ。今、特例の適用ができるのが中芸の5か町村しかなくて、そうやっていく予想が、本当はそう予想したくないけれども、現実味を帯びているという段階において、やっぱり次の先を見通した結論を今委員会では出すべきではないかというふうに考えております。

弘田委員長 ありがとうございます。
ほかに。

橋本委員 1つだけ。参考にちょっと事務局のほうに調査依頼をして構いませんか。

弘田委員長 どうぞ言ってください。

橋本委員 先ほど私ちょっと触れましたけれども、公職選挙法第271条の適用は全国で5か所ということで、この前の委員会でお話をいただきましたが、ただ、この第271条の適用をしなかったところ、そういうふうな状況になったけれども昭和41年以降の選挙区を残したまま適用がなされなかったところ、どれぐらいあるのかということをお示しをいただければありがたい。調べていますか。

飯田議事課長 全国の議長会のほうでそういった県議会選挙区の集計はとっておるところなんですけど、第271条の特例につきましては、適用したところだけしかやはり表面に出てこない。なかなか全ての報告書を見て全国集計するという形になっておりませんので、今の時点では明確にお示しできる数字というものは持っていないところでございます。ただ、これも調査の報告書が公表されているわけでもございませんし、なかなかすぐにはお答えができるのは難しいのかなと考えております。

橋本委員 今の状況を聞くと、確かにすぐには難しいとは思いますが。しかしながら、これだけ人口減少がどんどん起こってきて、先ほど言ったように第271条の適用をできるところ、できないところ、できるけれども適用しなかったところってたくさん私はあるんじゃないかと想像します。全国でたった5つしか適用していないわけですから、そのことも含めたら、今回の中芸については適用は見送るべきではないのかなというふうに、党派としてそういうふうに結論づけていますので、どうか御理解を賜りたいと思います。もし、調査ができれば、お示しをいただければありがたいと思います。

R7.12.4 議員定数問題等調査特別委員会

飯田議事課長 事務局での単独の調査では少し困難な面があるかと思しますので、全国都道府県議会議長会のほうに少し照会をさせていただきたいと思ます。

橋本委員 よろしくお願いたします。

西内委員 補足ですけれど、強制合区の件は、当然強制ですので、それは進めていかないといけないんだろうと思うんですけれども、それは我々、発生した時点で当該市町村に対して、例えばどこくつつきたいかというのは、その時点で確認すると、そういう趣旨で申しましたので補足させていただきます。

それと、逆転現象の件は、高知市も絡むことなので田中委員にお願いしたいと思います。

田中委員 自民党会派として述べさせていただきますけれども、我々も逆転現象をこのままずっと置いておけばいいというものでも決してなくて。ただ、様々な、これまでの特別委員会での議論もあったと思っています。その上で、今の選挙区の区割りであったりとか定数というものが出てきているというのが現状だというふうに認識しています。我々の考え方として、この定数、現状の現行定数をそのまま据え置くという考え方になった場合には、高知市が15で据置きということになるだろうと思ますけれども、そういった中で、先ほど資料にもありましたけれども、15に据え置く場合には、宿毛市・大月町・三原村、吾川郡、今回新たに中土佐町・梶原町・津野町・四万十町に各1人を割り振るべきではないかというふうに思っております。理由というのはあるんですけれども、先ほど来、逆転現象の話もあります。今例えばですけれども、香美市、土佐市、ここ単独の行政市、行政区なんですよ、市ということで。この県議会という役割を考えたときに、高知市の中核市としての考え方もあると思うんですけれども、やはり特に課題の多い中山間地域を抱えるこの町、村ですね、こういったところを抱えるところに定数を割り振っていくのが、やっぱりこの県政の大きな重要課題を解決する上でも重要ではないかなというふうに考えております。先ほどお話もありましたように、配当基数が0.5を下回る可能性というのがあると思うんですけれども、西内委員からもお話ありましたように、これから実際起こってみてそうなったときに、これまでの経緯もありますので、そこの地域の方々であったりとか、また首長といった、その方々に御意向も確認して、実際起きてからでない、なかなか我々が今の現時点で可能性として議論するのはちょっと拙速ではないかなというのが我々の考え方です。

弘田委員長 ありがとうございます。

西森(雅)副委員長 強制合区に関して、事前にそういうところの対策というのでも必要ではないかという話がありましたけれども、それはちょっとどうかなというふうにもやっぱり思ます。各市町村は、一生懸命人口を増やそうとし

R7.12.4 議員定数問題等調査特別委員会

て、今取組をやっていっている中で、減るのがもう当然だからというところはちょっと市町村に対しても、これ失礼な部分にもなってくるのかなというふうに思いますので、そこはやはり結果として0.5を切るような状況が出てきたときに検討しないといけないところではないかと思います。逆に増える場合だって出てくるかもしれないですよ、何かどこか大きな企業らがその町にずどんと来て、そういう可能性もやっぱりそれはあるわけですので、そこはちょっと慎重に検討というのが必要になってくると思います。

逆転現象ですね、ここはちょっと議論の必要性があるんだろうというふうに思います。逆転現象の中で、やはり県民の皆さんが、なぜ逆転現象のまま選挙制度が、そういう定数がそういう形になっているのかという、これ議会としてのやっぱり説明責任をきちりと果たしていかなければ、これなかなかどうしてなんですかねということになりかねないと思いますので、逆転現象に関しては少し検討の余地があるというふうに考えておるところであります。

弘田委員長

ありがとうございます。

ちょっと逆転現象につきましては、御意見があろうかと思しますので、共産党、県民の会の順に御意見をいただきたいと思います。

岡田(芳)委員

やっぱり人口比で定数を見直すというのが基本だと思うし、1票の格差の問題が続くというのはよろしくないんじゃないかと思えます。強制合区の問題も昭和41年以後の場合は適用されないわけで、強制的に一緒になることもあるし、人口比で見ればやっぱり高知市が3増えるというのがありますけれども、15定数ありますしね。そういう点では、郡部の声も拾うという意味でも、当然問題になってくるのは、やっぱり香美市と宿毛市・大月町・三原村選挙区のこの人口と定数の逆転問題、そこらあたりは少なくとも解消をしていくという方向を示さないといけないんじゃないかなと。この現状で選挙しておると思うんですけども、これやっぱり3回4回と続いていくと、不正規の形、1票の格差がもう固定化されるということにもとられていきますので、そこは解消していくということで進めていくことが大事じゃないかなというふうに思っております。

橋本委員

先ほど来いろいろお話がありましたけれども、確かに人口が増えるか減るかということは、今それぞれの市町村、葛藤しているんだろうと思えます。ただ、濱田知事が、要は当分の間は人口は減っていくだろうということもきちっと打ち出して、スマートシュリンクというような4Sという形でしっかり県政を回していくというような考え方もあります。だから、基本的にはやっぱり先読みをしっかりと、その先読みをした中で仕組みを整えていくということをしなければまずはないのかなというふうに思います。

それからもう一つ、合区というか、逆転現象については、例えば土佐清水市の場合は0.6です。結局は任意合区になっているんですね。任意合区というのは、もうそろそろ強制合区になるから気をつけなさいよと。

R7.12.4 議員定数問題等調査特別委員会

だから、もう少しきちっと前向きに前から取り組んでおきなさいよというようなことを暗に示しているんだらうというふうに思っているんですが、そうなってくると、例えば宿毛市と、宿毛選挙区の三原村と大月町と土佐清水市をくっつければ、同じ人口比になるんですね。そういうことなんかも考え合わせながらやるということが必要なのではないかとというふうに私は思っています、県民の会としてもそういう考え方でこの区割り設定をさせていただきました。できるだけ逆転現象は解消して、逆転しているような状況をできるだけとらないということで区割りをするというので、皆さん話をできていますので、それはよろしくお願ひしたいと思います。

武石委員

今、逆転現象の話になっていますけれど、我が一燈立志の会には香美市選出の依光美代子議員がおりまして、私もこの特別委員会に臨むに当たり、逆転現象をどう思いますかという話も聞きます。依光議員からは、逆転現象を解消すべきだという意見はありません。今のこのルールに沿ってという淡々とした考え方をしていますので、地元の県会議員が逆転現象を解消すべきだとは言っていないということをここでは御報告をしたいというふうに思います。そういう主張をされるにはいろんな理由があると思うんですけれど。

これで意見まとめますけれど、ここで数の議論だけをするんじゃないなくて、この前、安芸郡へ出向いて地元の首長のお話を聞いたように、もっと広く住民の皆さんからも声を聞いたり、首長からの声も聞いたりして、我々県議会議員が何を期待されているのか、そしてこの活動に対して住民の皆さんはどう思っているのか。そういう本質的なところをもっと我々も調査して、その上で数の議論をします。少ないから減らしたらいい、そんな単純な話じゃないと思いますのでね。もっと地域に出向いて意見を聞かせていただくと、それが大事だらうというふうに思います。

弘田委員長

ありがとうございました。逆転現象について御意見が出そろったということによろしいですかね。

ちょっと後先になったんですけれど、逆転現象が、宿毛市・大月町・三原村については、土佐市と香美市と2回目ということですね。吾川郡につきましては、香美市は2回目で、土佐市は1回目ということです。

課長からも言っていたんですけれど、こういう現状をもって、今各会派、各委員の皆さんからの意見をこれから取り上げていきたいというふうに思います。それぞれの会派から御意見が出ましたけれど、この意見を一致させるというのは、なお協議が必要だというふうに思います。この今日出た意見は事務局のほうで整理をしてもらって、また各会派にお配りをしていただいて、それでそれぞれの会派でまた協議して各会派の意見としてまとめていただいた上で、次回の委員会で委員会としての方向性を決めていきたいというふうに思います。こういったことによろしいですかね。

これで本日の協議はこの程度にとどめまして、1の議員定数、2の選挙区、3の選挙区別議員定数について、引き続き次回以降の委員会で協議をしていくということで御異議ありませんか。

R7.12.4 議員定数問題等調査特別委員会

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決めます。

2. その他

弘田委員長 最後に、その他として、次回の委員会開催日についてであります。次回も引き続き、議員の定数、選挙区、選挙区別議員定数について協議することといたしたいと考えています。

つきましては、各会派の協議の状況等を踏まえて、次回の開催日を決めたいと存じます。

参考までに、14ページの資料6、スケジュール感を御覧ください。

次回の開催日は、1月頃を考えていますが、各委員の御都合、御意見などありましたら、御発言願います。

今、候補日としては1月23日、これは金曜ですね、1月26日月曜日。このいずれかどちらかにしたいなと思っているんですが、現時点で分かる御都合、御意見がありましたら発言願いたいんですが。

西内委員 23日ありがたいですね。

田中委員 23日はちょっと。

弘田委員長 23日は駄目というのが出ましたが、26日も駄目という。

西内委員 26日は私が駄目。

西森(雅)副委員長 私はどちらでも大丈夫です。

弘田委員長 ちょっとそうしたら、この今の候補日はバツとして、その他の日で各委員の皆さんに事務局から連絡をして、正副委員長で調整の上決めまして、事務局から連絡をさせていただきます、ということでよろしいですかね。

(異議なし)

弘田委員長 その他に何か御意見等ございますでしょうか。

(なし)

弘田委員長 それでは、以上で、本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。